

接続約款変更認可申請書



西設相制第117号  
平成26年1月21日

総務大臣  
新藤 義孝 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪府中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成26年4月1日より実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)~(8) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,678 円	_____
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,518 円	

2-1-1-1の2~2-1-2 (略)

2-2~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	341,667 円	_____

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分			単 位	料金額	備 考
(1)~(8) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,528 円	_____
		イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,501 円	

2-1-1-1の2~2-1-2 (略)

2-2~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	456,667 円	_____

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網に より通信路の設定 及び伝送を行う機 能（都道府県の区域 における通信に係 るものに限ります。 す。）	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	137,467円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	183,350円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	216,453円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	244,231円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	267,750円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	288,606円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	307,333円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	324,994円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	341,058円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	356,590円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	475,166円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	561,794円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	633,512円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	694,581円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	749,793円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	799,148円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	845,308円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	887,740円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	927,511円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,240,551円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,472,124円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,663,228円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,828,775円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,977,282円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,112,477円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,237,023円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,354,114円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,463,751円		

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網に より通信路の設定 及び伝送を行う機 能（都道府県の区域 における通信に係 るものに限ります。 す。）	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	116,501円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	153,541円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	180,878円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	203,134円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	222,155円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	238,867円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	254,193円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	268,594円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	281,610円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	293,702円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	388,286円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	457,460円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	513,699円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	562,084円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	605,387円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	644,532円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	680,443円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	713,583円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	744,874円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	989,413円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,168,811円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,317,256円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,445,374円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,560,093円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,664,187円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,760,889円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,850,662円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,935,352円		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネットフ レーム 伝送機 能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（単位料金区域における通信に係るものに限りません。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	234,880円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	313,406円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	370,116円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	417,736円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	458,083円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	493,885円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	526,051円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	556,399円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	584,020円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	610,732円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	815,128円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	964,982円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,089,382円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,195,603円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,291,824円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,378,046円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,458,813円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,533,218円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,603,077円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,157,133円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,572,107円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,917,996円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,220,251円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,493,416円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,743,856円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,976,116円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,195,649円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,402,456円		

2-7~2-12 (略)

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネットフ レーム 伝送機 能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能（単位料金区域における通信に係るものに限りません。）	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	197,891円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	260,891円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	307,422円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	345,326円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	377,740円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	406,233円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	432,373円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	456,945円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	479,164円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	499,815円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	661,617円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	780,286円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	876,996円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	960,374円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,035,125円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,102,818円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,165,021円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,222,518円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,276,879円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,704,415円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,021,372円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,285,784円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,515,689円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,722,850円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,911,974円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,088,550円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,253,363円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,409,548円		

2-7~2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	一般収容局ルータにおける1 I P通信網収容装置ごとに月額	1,524,156円	_____
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	1ポートごとに月額	4,583,333円	_____
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	1通信ごとに	1,1467円	_____
	1秒ごとに	0.017240円	_____

2-13 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	一般収容局ルータにおける1 I P通信網収容装置ごとに月額	1,612,834円	_____
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	1ポートごとに月額	4,291,667円	_____
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	1通信ごとに	0.8737円	_____
	1秒ごとに	0.014214円	_____

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成26年4月1日から実施します。